

保育料 の口座振替依頼が インターネットで行えます！

保育所(園)に入所したら保育料の振替口座の登録が必要です。

登録はこちらから



パソコンやスマホを使って、自宅などから
24時間いつでもどこでもお申込みができます。



こんな時は口座の登録は必要ありません。

- ・きょうだいが保育所(園)に入所しており、直近1年以内に保育料の口座引き落としを行っていた方

※入所決定時に、口座登録済みのきょうだいと同じ口座を登録させていただきます。別の口座から引き落としを行いたい場合は、登録を行ってください。

- ・転園された方(口座登録済みの場合)

- ・第3子目以降の児童が入所する方(保育料が無償化されているため)

STEP 1

口座情報が分かるものを用意し、登録用のQRコードを読み取る。

STEP 2

氏名・住所などを入力。



STEP 3

金融機関のページで口座情報を入力。



STEP 4

入力したメールアドレスにメールが届いたら登録完了。



注意：口座の暗証番号が必要になります。

※1度の登録で同時入所のきょうだいすべての登録が完了します。

児童ごとに異なる口座を登録したい場合は、児童名入力欄に、それぞれの名前を入力し、再度、登録していただく必要があります。

申込期限 引き落とし月の10日まで

申込期限を過ぎた場合、未振替の保育料の支払いについては、個別にご連絡させていただきます。

取扱い金融機関

常陽銀行 足利銀行 筑波銀行 結城信用金庫
茨城県信用組合 北つくば農業協同組合 ゆうちょ銀行

結城市 保育料

検索

※詳しくは「結城市 保育料」で検索してください。

お問合せ先 結城市 保健福祉部 子ども福祉課 保育係
TEL: 0296-54-7003

